通知書受領

六月二十四日内閣から衆議院議員杉村慎治提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員田村貴昭提出陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出祝日キャンセル問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川仁提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川仁提出本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川仁提出有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部祐美子提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員篠田奈保子提出離婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員大石あきこ提出十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員青山大人提出関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阪口**直**人提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員神津たけし提出「地方創生二・〇基本構想」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員有田芳生提出中国における日本軍性暴力被害に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館（仮称）整備に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員篠田奈保子提出政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出労働者の過半数代表者に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出ふるさと納税に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出日本・ラテンアメリカ外交に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木庸介提出レアアース貿易に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出障害児入所施設の人員配置基準に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山井和則提出家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。